

○松山衛生事務組合情報公開条例

制 定 平成 16 年 3 月 3 日条例第 2 号

改 正 令和 5 年 3 月 31 日条例第 3 号

（目的）

第 1 条 この条例は、組合運営に対する住民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより、組合運営の活動について住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民が的確な理解と適切な判断をすることができるよう松山衛生事務組合の保有する情報の一層の公開を図り、もって住民自治の理念にのっとり組合運営の実現に寄与することを目的とする。

（情報公開）

第 2 条 本組合の情報公開に関しては、松山市情報公開条例（平成 12 年松山市条例第 61 号）及び同条例の改正に係る経過措置に関する規定の例による。

付 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 3 月 31 日条例第 3 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。